

財團法人中央大学

大正九年五月二十日付申請高等学校教員規程第十三条ノ制限ヲ  
超エ高等学校高等科教員免許状ヲ有セサル者堀竹雄外十二名ヲ  
中央大学予科教員ニ採用スルノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

(欄外注記1)

(欄外注記2)

## 54 中央大学予科合併教授外六件 (大正九年七月)

大正年月日案起  
主任大正九年八月一〇日案起  
主任(印)

内務部長(岩田印)

内務部長

学務兵事課長

学務兵事課長(小栗印)

進達

下付

同大学予科合併教授外六件

同上ニ対スル指令

大正九年七月十日

認可

中央大学

右第三式經由印ヲ捺シ  
文部省へ進達スルモノトス右第四式經由印ヲ捺シ  
神田郡区役所へ送付  
スルモノトス

東專二一五号

大正九年五月一日付申請中央大学学則制定ノ件認可ス

大正九年七月十日

財團法人中央大学

東專二一五号

大正九年五月一日付申請中央大学予科ニ於テ合併教授ノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專二一五号

文部大臣 中橋徳五郎

中央大学

(欄外注記3)  
「完結」「記入済」

(大正九年 私立学校 冊八十一)

303  
G1  
2

大正九年五月一日付申請甲種商業学校卒業生ニシテ中央大学予科ヲ卒業シタル者ハ同大学経済学部並商学部ニ進入シ得ルノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

東專一二五号

財団法人中央大学

大正九年五月一日付申請美濃部達吉外四十三名ヲ中央大学学部若クハ同学予科教員ニ採用ノ件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

専專三五号

財団法人中央大学

大正九年五月一日付申請中央大学予科教員數並専任教員數及兼任教員ノ割合ニ関スル件認可ス

大正九年七月十日

文部大臣 中橋徳五郎

(欄外注記1)

「収受第無号」「判決八月十三日」

(欄外注記2)

「判決八月十三日」「施行八月十六日」